

**平成 22 年度
男女共同参画年次報告書**

古河市

はじめに

古河市は、このまちに暮らし、集うすべての男女が、互いに尊重しあい、ともに手をたずさえ、一人ひとりが自分らしく輝き、心豊かに生活できる男女共同参画社会の実現を目指し、平成21年2月7日に「男女共同参画都市」を宣言しました。と同時に、同年4月から施行されています「古河市男女共同参画推進条例」や、平成19年6月に策定されました「～あなたと私のいきいき古河～男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会実現のための施策を総合的に実施しているところです。

しかしながら、これまでフォーラムの開催や様々な啓発活動を行ってまいりましたが、市民への意識調査をみますと、まだまだ市の取り組みを知らない方が多く、男女共同参画社会への認識の薄さを感じます。

また、様々な分野で男女共同参画を推進するためには、それぞれの地域やそこに住む人々が抱えている課題に対し、地域の実情に応じた実践的な活動を行っていくことが重要となってきました。

この年次報告書は、市条例（古河市男女共同参画推進条例第10条）に基づき、本市の男女共同参画の推進状況や基本計画に掲げた施策の実施状況について明らかにするために作成いたしました。

この報告書により、一人でも多くの方々が男女共同参画についての理解や関心を深められ、男女共同参画社会の実現に向けて、家庭・職場・地域など身近なところから、様々な取り組みを一層進められますよう心から期待しております。

平成22年12月

古河市長 白 戸 仲 久

<目次>

I 古河市の男女共同参画推進状況

1. 男女共同参画社会に関する意識と実態
 - (1) 社会全体で見た男女の地位の平等感
 - (2) 各分野での男女の地位の平等感
 - (3) 性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について
2. 高齢化の状況
3. 社会的な意思決定への女性の参画状況
 - (1) 審議会等における女性委員の占める割合
 - (2) 市議会における女性議員の割合
 - (3) 市役所における女性管理職の割合

II 平成 21 年度「古河市男女共同参画プラン」実施状況

III 「古河市男女共同参画プラン」指標項目の推進状況

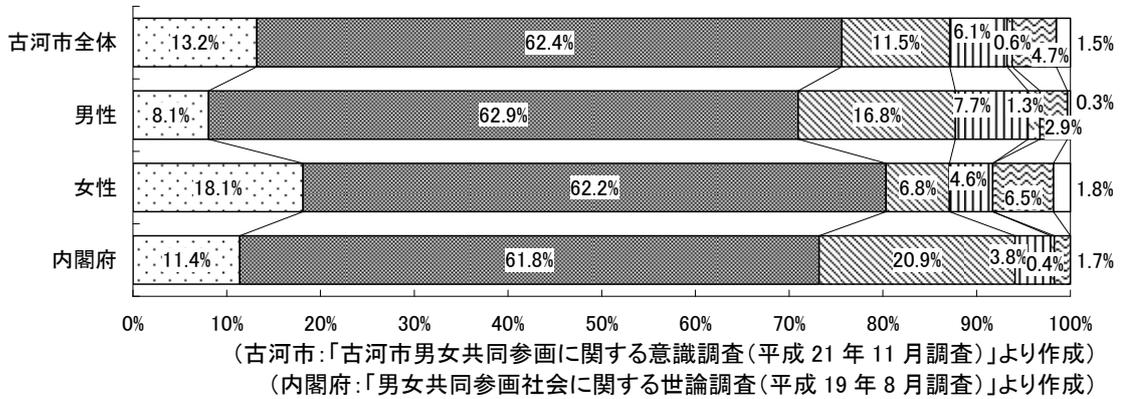
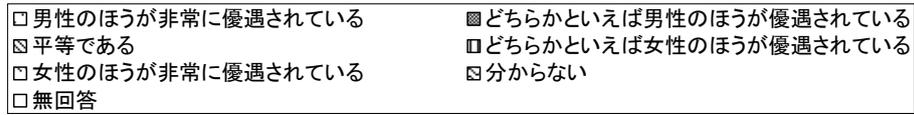
IV 資料

- 古河市男女共同参画推進条例
- 古河市男女共同参画都市宣言

I 古河市の男女共同参画推進状況

1. 男女共同参画社会に関する意識と実態

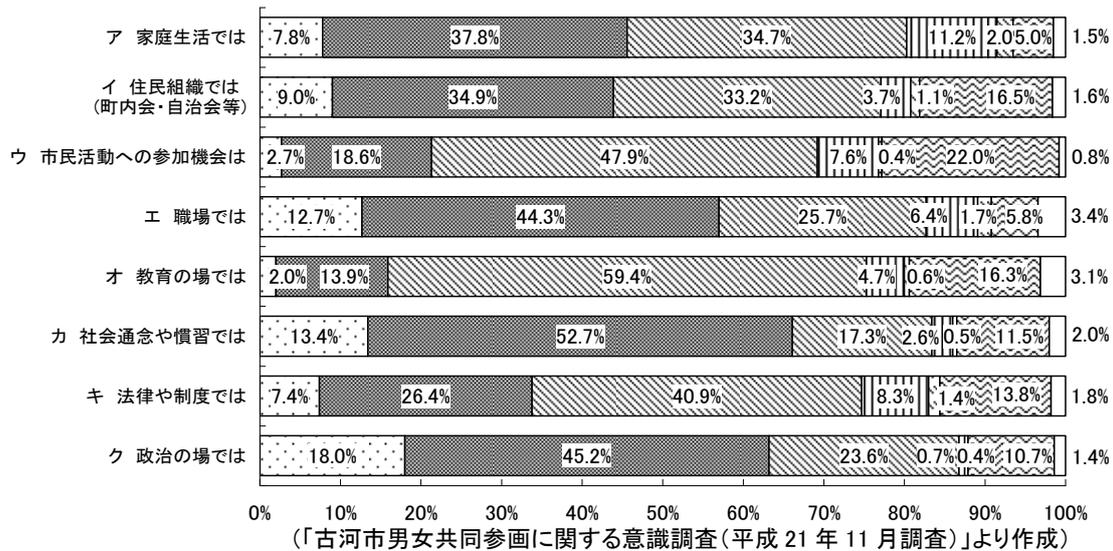
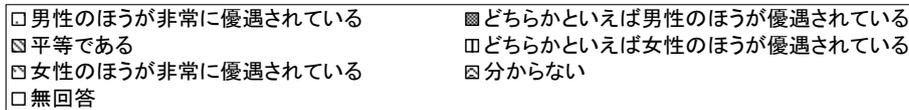
(1) 社会全体で見た男女の地位の平等感



「社会全体」で見た場合、男女の地位について72.7%が『男性の方が優遇されている』（「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた値）と考えています。男女別に見ますと、男性が71%、女性が80.3%と女性の方が「男性の方が優遇されている」と考える割合が高くなっています。

ちなみに、内閣府の平成19年8月の調査では、73.2%が「男性の方が優遇されている」と考えています。

(2) 各分野での男女の地位の平等感

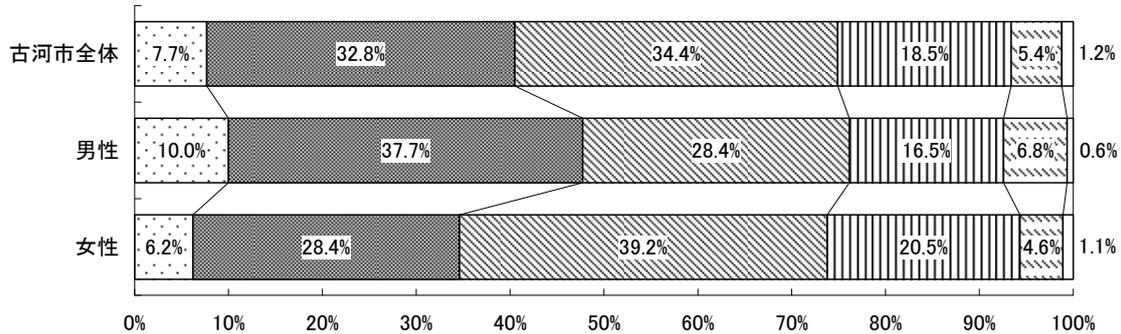


各分野で見た場合、男女の地位について、「教育の場」を除いたすべての分野で、男女ともに、『男性が優遇されている』と考えている人が多くなっています。

その割合は、「社会通念や慣習」が66.1%と一番高く、次いで、「政治の場」「職場」の順となっています。一方、「教育の場では」「平等」と感じている人が59.4%と群を抜いて高くなっています。

(3) 性別役割分担意識「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について

□同感する ■どちらかといえば同感する ▨同感しない □どちらかといえば同感しない ▩分からない □無回答

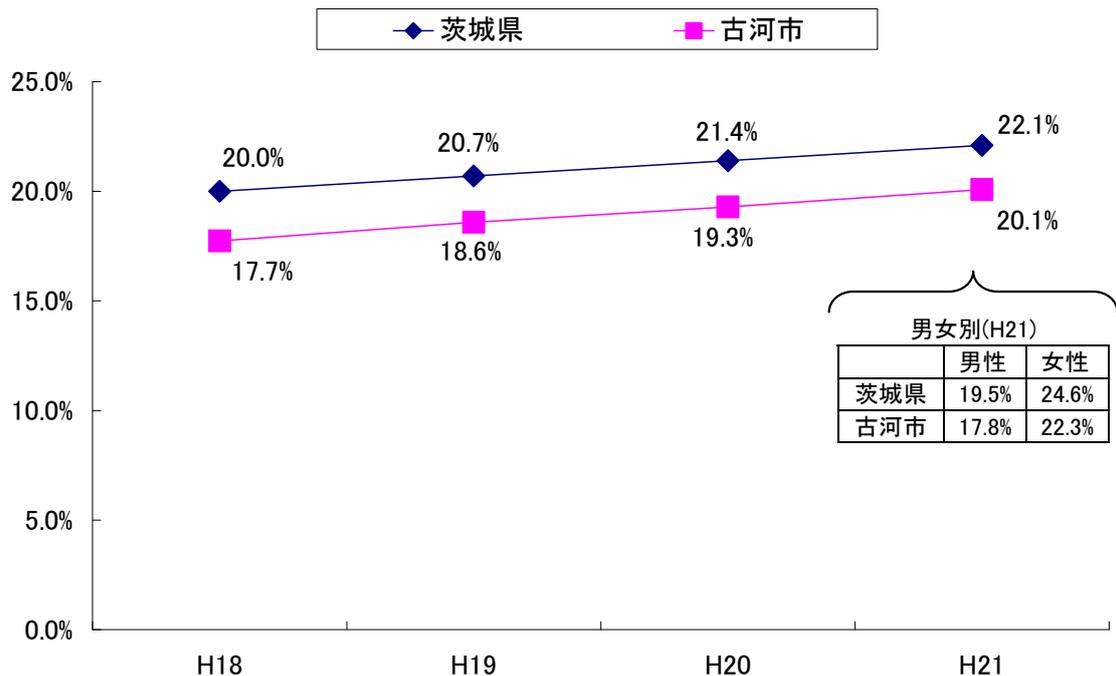


(「古河市男女共同参画に関する意識調査(平成21年11月調査)」より作成)

全体で見ると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に、『同感する』(「同感する」「どちらかといえば同感する」を合わせた値)が40.5%、『同感しない』(「同感しない」「どちらかといえば同感しない」を合わせた値)が52.9%となっています。

男女別で見た場合、『同感する』男性は47.7%、女性は34.6%と、男性の方が高くなっている。『同感しない』男性は44.9%、女性は59.7%と、女性の方が高くなっています。

2. 高齢化の状況



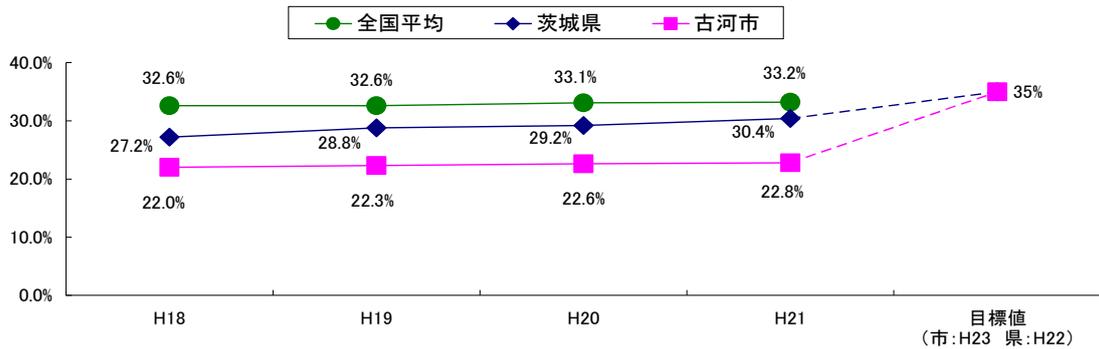
(茨城県・各年10月1日現在、男女共同参画年次報告書より作成
古河市・各年4月1日現在：高齢福祉課資料提供)

古河市の総人口に占める65歳以上の人口の割合(高齢化率)は年々増加しており、平成21年4月1日時点で20.1%となり、5人に1人が高齢者となっています。

また、男性の高齢化率が17.8%なのに対し、女性は22.3%であり、男性より女性の方が高齢化率が高くなっています。

3. 社会的な意思決定への女性の参画状況

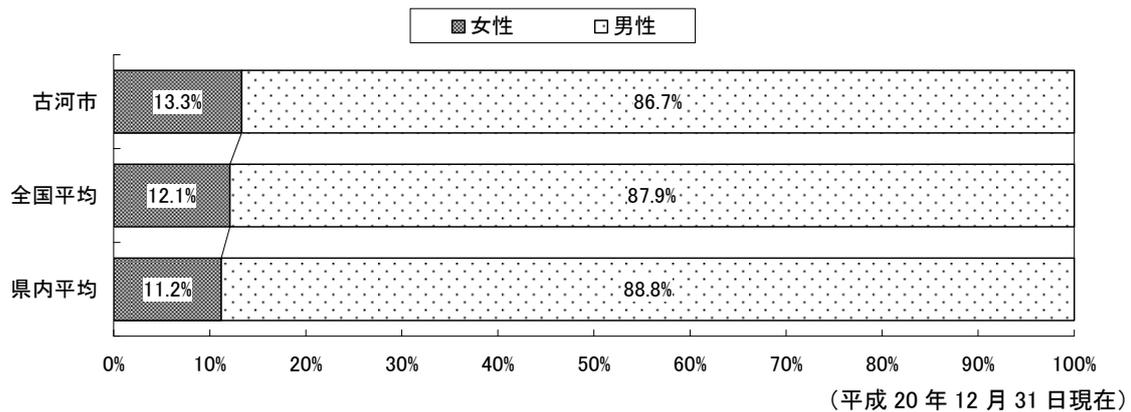
(1) 審議会等における女性委員の占める割合



(茨城県:各年3月31日現在 古河市:各年4月1日現在)

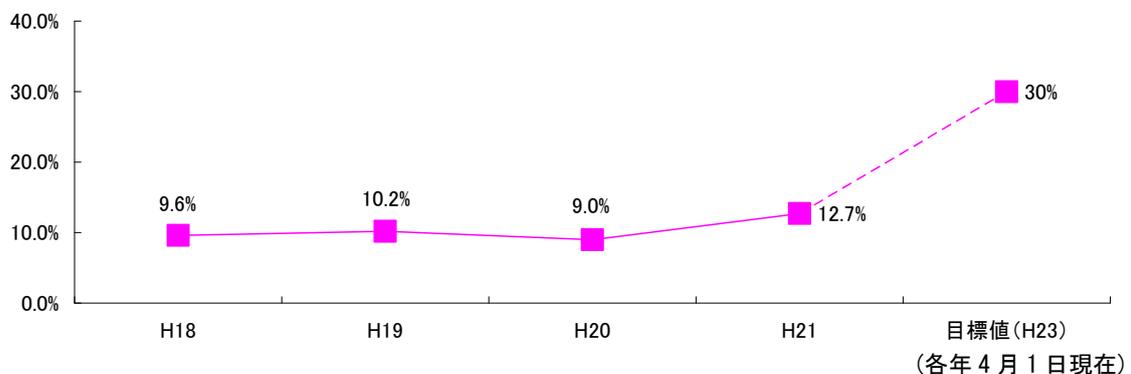
審議会等とは、地方自治法第202条の3に規定されている審議会と、地方自治法第180条の5に規定されている委員会（教育委員会・選挙管理委員会等の行政委員のこと）を指します。ちなみに、地方自治法第202条の3に規定された審議会の女性委員の割合は25.3%、これに対し、第180条の5に基づく委員会の女性委員の割合は2.0%と極端に低くなっています。

(2) 市議会における女性議員の割合



古河市の市議会における市議会議員30人のうち4人が女性議員です。その割合は、13.3%で、県内平均及び全国平均を上回っています。

(3) 市役所における女性管理職の割合



古河市の平成21年4月1日現在における管理職員275人のうち女性は35人（課長級10名、課長補佐級25名）となっています。その割合は12.7%で、前年と比較すると3.7%上昇しています。

Ⅱ 平成21年度「古河市男女共同 参画プラン」実施状況

基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と男女共同参画意識の確立

計画目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 男女共同参画施策の総合的推進

具体的施策	施策事業	平成21年度実施状況	担当課
1. 男女共同参画推進条例の制定や男女共同参画宣言都市に向けた取り組み	男女共同参画に対する共通の理解を図り、互いに協力して取り組める枠組みや方向性を示すための「男女共同参画推進条例」の制定に取り組みます。	古河市男女共同参画推進条例を平成20年12月19日に制定し、平成21年4月1日より施行した。	男女共同参画室
	男女共同参画の機運の醸成のため、「男女共同参画宣言都市」の推進に取り組みます。	平成21年2月7日に内閣府との共催で実施した。	男女共同参画室
2. 市民意識等の定期的な把握	男女共同参画に関する意識調査を実施し、市民に対する意識等の把握をします。 対象：市民・事業所・教職員・市職員 時期：3年に1回	古河市男女共同参画に関する意識調査を実施した。 <期間> 11月4日～11月20日 <対象> 市民 2,000人 市内小中学校教職員 780人 市職員(非常勤等含) 1,405人 事業所 141ヶ所	男女共同参画室

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策	施策事業	平成21年度実施状況	担当課
3. 社会制度・慣行の見直しのための意識啓発 《次頁へ続く》	男女共同参画週間(6月23日～29日)や茨城県男女共同参画推進月間(11月)にちなみ、市民の意識啓発を図ります。	6月26日 内閣府男女共同参画社会づくりに向けての全国会議(パネル出展、10名参加) 11月12日 子育て支援講演会「ゆるやか子育てで、私のライフスタイル再発見」(※新型インフルエンザの流行により中止) 講師 光畑由佳(モーハウス代表)	男女共同参画室
	市民の意識啓発を図るため、「市独自の男女共同参画月間」の制定の検討を行います。	古河市男女共同参画推進条例第14条に、男女共同参画週間の設置について定め、2月7日から13日までの1週間に実施した。	男女共同参画室
	男女共同参画の意識啓発を図るとともに、「パートナートナートナート in 古河」やセミナー等を開催します。 《次頁へ続く》	【セミナー開催概要】 7月8日 ワーク・ライフ・バランス推進事業「新しい人事戦略～あなたが、今、働き方をカエル～」優良企業事例発表 茨城県信用組合 講演 富士重工業(株)産業機器カンパニー (共催：茨城県女性プラザ 後援：古河市工業会、古河商工会議所、古河市商工会)	男女共同参画室

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
≪続≫ 3. 社会制度・慣行の見直しのための意識啓発	≪続≫ 男女共同参画の意識啓発を図るとともに、「パートナーシップ in 古河」やセミナー等を開催します。	9月7日 デートDV防止講演会 「人と人とのよりよい関係をつくるために」(協力・内閣府、茨城県立総和高等学校) 講師 榊原佐和子(臨床心理士) 対象 茨城県立総和高等学校第1学年 11月12日 子育て支援講演会 「ゆるやか子育てで、私のライフスタイル再発見」(※新型インフルエンザの流行により中止) 講師 光畑由佳(モーハウス代表) 対象 子育て支援センターに登録している方 2月12日 男女共同参画社会推進職員研修会「男性職員の育児休暇取得等について」 講師 阪本真一(つるがしま落語会) 対象 主事・技師・主事補級の職員(技能労務職員を除く)、受講希望職員	男女共同参画室
	男女共同参画に関する情報発信のため、定期的に「広報古河」を活用します。	【広報古河掲載内容】 6月号 男女共同参画推進条例、古河市男女共同参画推進会議委員について 10月号 平成20年度男女共同参画プラン進捗状況、茨城県女性プラザ出前講座、茨城県立総和高等学校デートDV防止講演会について 1月号 10月～11月の市内祭事における啓発活動、日本女性会議参加者の報告 3月号 男女共同参画に関する意識調査結果、古河市男女共同参画週間における啓発活動の報告	男女共同参画室
	男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)の視点の定義について、分かりやすい広報・啓発活動を進めます。	都市宣言及び古河市男女共同参画推進条例についてのパンフレットとポケットティッシュを作成し各庁舎等に設置するとともに、市内催事や講演会等で配布した。	男女共同参画室
	国・県等が主催する男女共同参画に関する講演会等を提供し、参加を推進します。	「茨城県ハーモニーフォーラム」等のイベントや「ハーモニーフライトいばらき」等の各種研修、内閣府及び茨城県女性プラザ等で開催される講演会の情報をお知らせページやホームページに掲載し、また、女性団体等へ通知し、参加の推進を行った。 ・茨城県ハーモニーフォーラム 5名と1団体参加 ・女性プラザ講演会 延8名参加 ・内閣府男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 10名参加	男女共同参画室

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
4. 男女共同参画に関する各種調査の充実	人口・労働力調査や少子・高齢化に関する調査、及び労働時間等の実態の把握等、男女共同参画に関する統計調査等の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活基礎調査 ・ 労働力調査 ・ 毎月勤労統計調査 ・ 第 8 回 21 世紀成年者縦断調査 ・ 第 5 回中高年者縦断調査 以上の統計調査を実施	自治振興課

計画目標 2 男女共同参画を推進する教育と学習の充実

(1) 学校・保育所等における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
5. 人権尊重のための教育と男女平等教育・学習の充実	人権を尊重した教育や保育を実践し、男女共同参画の意識を醸成します。	市内小中学校 32 校全校における人権教育計画訪問による男女共同参画意識の醸成。 児童に対し保育指導をするうえで、保育士が常に男女共同参画を意識し、保育にあたっている。	指導課 子ども福祉課
	男女共同参画の視点に立った教材の見直しを行います。	市内全小中学校において人権教育を推進する中で教材見直しを実施。	指導課
	一人ひとりの人権意識を育むため、小学生を対象とした人権教室を開催します。	○人権擁護委員による人権教室 ・12/7 古河第四小 3 年生 105 名及び父兄 60 名 ・1/22 諸川小 4 年生 89 名 ・2/15 上辺見小 4 年生 54 名 ○中学生人権作文コンテスト募集 ・応募 9 校 1,651 点 (内男女共同参画をテーマとした作品 3 点) ○「人権の花」運動 ・実施校 八俣小学校・名崎小学校 ・栽培 マリーゴールド、サルビア、パンジー	人権推進課
	男女が性別に捉われた役割意識を持たないよう、男子の家事参加意識の育成・女子の木工作業の実施など、家庭科教育等の充実を図ります。	小学校 (23 校) の家庭科教育及び中学校 (9 校) の技術・家庭科教育で実施。	指導課
	男女共同参画の視点に立った保育所・学校等の教職員研修等の充実を図ります。	男女共同参画についての特別な研修は未実施。 ・市内小中学校 32 校全校における人権教育計画訪問の中で研修を実施。 ・各学校における人権教育にかかわる職員研修の充実。	子ども福祉課 指導課
6. 教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実 ≪次頁へ続く≫	県教育委員会・県教育研修センター主催による男女共同参画に関する講演会・研修会等への派遣を行います。	平成 21 年度男女共同参画に関する研修会への教職員の派遣 (7 月 30 日・31 日：研修センター：全 32 校参加)。	指導課

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
≪続≫ 6. 教職員等の男女共同参画意識を形成する研修の充実	市職員・教職員を対象とした人権教育講演会を開催します。	○古河市人権教育講演会(教育委員会主催)「生まれてくれて、ありがとう」 ・期日 8/5 ・会場 とねミドリ館 ・講師 うすいまさと先生 ・参加 市職員 88名	生涯学習課 人権推進課
7. 性別にとらわれない指導等の充実	生徒が性別に捉われず、個性と能力に応じて進路を選択出来るよう適切な進路・就職指導等を実施します。	・中学校(9校)における進路指導の充実。 ・全小中学校(32校)におけるキャリア教育の推進。	指導課
	性別に捉われない指導等の充実のため、人権教育指導資料を活用します。	市内全小中学校において、道徳・学級活動を中心に活用。	指導課
	学校生活等における児童・生徒からの相談に対応するため、スクールカウンセラーの活用を図ります。	・県派遣スクールカウンセラーの活用(中学校9校及び小学校3校)。 ・古河市教育支援センター(3ルーム)における学校心の相談員等による教育相談の実施。	指導課
8. 教育・保育など実践活動での男女共同参画の推進	学校・保育所等の行事運営や、PTA・保育所等の親の会活動、児童・生徒会活動において男女が共同で参画できる体制を整備します。	全小中学校32校におけるPTA活動及び児童会活動・生徒会活動における男女共同参画体制の整備。	指導課
		保育所におけるPTA参加行事を企画する際には、男女が共同で参画できる環境を常に意識してその運営に心がけている。	子ども福祉課
		未実施。	生涯学習課

(2) 家庭・地域における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
9. 家庭・地域に向けた男女平等教育の情報や学習の提供 ≪次頁へ続く≫	未就学児・小中学校の保護者を対象にした家庭教育学級の充実を図ります。また、父親の家庭教育への参加を促進します。	○家庭教育学級合同開級式・家庭教育講演会 6月3日 参加435人 ○家庭教育学級合同閉級式・家庭教育講演会 3月2日 参加319人 ○家庭教育学級合同学習会(中学校) 7月18日 参加53人 ○家庭教育学級合同学習会(小学校) 10月7日 参加274人 ○各学校学習支援	生涯学習課
	青少年の健全育成のため、青少年相談員活動の充実を図ります。 ≪次頁へ続く≫	○青少年相談員 136名、特別青少年相談員 1名 ○定期街頭補導 古河支部 35回、総和支部 31回、三和支部 32回 ○特別街頭補導 古河支部 3回、総和支部 10回、三和支部 8回 ○第25回こどもまつり(古河支部) 5月2日 参加人数1,000名 ○第30回手づくりまつり(古河支部) 10月25日 大声コンテスト参加人数 251名	生涯学習課

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
≪続≫ 9. 家庭・地域に向けた男女平等教育の情報や学習の提供	≪続≫ 青少年の健全育成のため、青少年相談員活動の充実を図ります。	○第 11 回関東ドマンナカまつり(総和支部)10 月 10 日・11 日 青少年アンケート回答 996 名 ○さんわ青少年フォーラム(三和支部)2 月 13 日 相談員 20 名 生徒 31 名参加 ○視察研修 1 月 31 日・2 月 1 日 千葉県青少年女性会館 相談員 32 名参加 ○環境浄化活動 ○文部科学省委託「青少年を取り巻く有害情報対策推進事業」地域リーダー養成ワークショップ 1 月 23 日 60 名参加	生涯学習課
	一般市民を対象とした人権教育講演会を開催します。	○古河市人権教育講演会(教育委員会主催)「生まれてくれて、ありがとう」 ・期日 8/5 ・会場 とねミドリ館 ・講師 うすいまさと先生 ・参加者 約 740 人	生涯学習課 人権推進課
10. 男女共同参画の視点にたった生涯学習講座・スポーツ・レクリエーション活動の支援	市民講師登録による生涯学習指導者登録情報の充実及び提供を図ります。	○講師登録人数 344 人 依頼のあった団体等へ情報を提供	生涯学習課
	子どもから高齢者まで気軽に楽しめ、爽快感が味わえる生涯スポーツの普及に取り組み、スポーツ・レクリエーション活動を推進します。	ニュースポーツ等のレクリエーション大会を開催し、子供から高齢者、男女を問わず楽しめるよう努めました。	社会体育課
	子どもを持つ親のため、一時保育付き講座の開催方法を検討します。	○毎回の家庭教育講演会等において、託児室を設置	生涯学習課

計画目標 3 家庭・職場等における人権の尊重

(1) 家庭内等におけるあらゆる暴力の根絶

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
11. 家庭内等で起こる暴力の防止と関係機関との連携	DV (配偶者やパートナーからの暴力) 防止と被害者保護のため、関係機関との連携を図り、広報やパンフレット配布により普及・啓発をします。	将来を担う高校生を対象に、DV やデート DV への理解を深め、未来の DV 被害者・加害者を生まないための意識啓発を実施した。 デート DV 防止講演会「人と人とのよりよい関係をつくるために」(協力・内閣府、茨城県立総和高等学校) 講師 榊原佐和子(臨床心理士) 対象 茨城県立総和高等学校第 1 学年	男女共同参画室

(2) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
12. 職場・学校・地域活動における防止対策の推進	事業所等に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に向けての意識啓発を図ります。	未実施。	男女共同参画課

(3) 被害者の保護や支援体制の充実

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
13. 被害者に対する相談体制の充実 ≪次頁へ続く≫	各相談窓口との連携を図り、早期問題解決につなげます。 ・健康相談 ・訪問等による相談 ・家庭児童相談 ・地域児童相談 ・法律相談 ・人権相談	成人健康相談：12回/年実施 随時、保健師による面接、電話、訪問等による相談を実施、関係機関と連携を図りながら、早期問題解決につなげています。	健康推進課
		機構改革に伴い社会福祉課内の総合福祉相談室は独立して総合福祉相談課となった。専門職の職員を配置し、各関係機関と連携、連絡調整、情報の共有化などをはかり、左記の相談機関と綿密な連絡・調整を図る体制をとっている。地域児童相談は、児童相談所の事業であるが、利用者が減少したため平成 20 年度から廃止となっている。	総合福祉相談課
		・無料法律相談の実施 (古河庁舎 月 2 回 総和庁舎 月 1 回 三和庁舎 月 1 回) 総件数 366 件 (うち家族に関する事 90 件・その他 276 件)	市民相談センター
		○人権擁護委員による人権相談 【定例相談】 実施 4, 5, 7, 9, 10, 11, 3月の第二水曜日 会場 古河・三和庁舎 時間 13時～15時 【特設相談】 ・人権擁護委員の日(6/1)に係る相談 6/1 10時～15時 古河・総和・三和庁舎 【人権週間】 12/ 4 10時～15時 三和庁舎 12/ 8 10時～15時 総和庁舎 12/10 10時～15時 古河庁舎 ※相談内容は法務局に報告(事件性のあるものは直ちに連絡) ○子供の人権 SOS ミニレター ・市内小・中学校の児童・生徒全員に配布	人権推進課
	離婚・DV・セクハラ・子育て・女性の生き方等、女性の人権を考えた相談事業を充実するとともに、市民への周知を図ります。 ≪次頁へ続く≫	平成 21 年 4 月 1 日より、女性相談事業を総合福祉相談課へ移管、窓口を統一した。 また、高校生を対象としたデートDV 防止講演会を開催して意識啓発を図るとともに、その内容を広報に掲載した。	男女共同参画室

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
≪続≫ 13. 被害者に対する相談体制の充実	≪続≫ 離婚・DV・セクハラ・子育て・女性の生き方等、女性の人権を考えた相談事業を充実するとともに、市民への周知を図ります。	機構改革により、婦人相談員は総合福祉相談課に 2 名の配置となり、体制は強化された。また、市として「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV 被害者の自立支援も含めた支援を行っている。古河市ホームページにて広報周知している他、女性相談のパンフレットの作成し、市内の全保育園・幼稚園に配布した。	総合福祉相談課
14. 被害者の保護や自立支援のための関係機関との連携	県婦人相談所等公的機関との連携を図り、被害者の保護や自立支援のための方策を検討します。	県の婦人相談所、一時保護所とは、一時保護した女性、母子の対応に関して、常に連絡連携を図っている他、県の実施する研修等に積極的に参加している。 平成 21 年 4 月 1 日より、女性相談事業を総合福祉相談課へ移管、窓口を統一した。	総合福祉相談課
	DV 及びストーカー行為等の被害者の保護のため、関係機関等と連携を図り、住民基本台帳事務における支援措置を行います。	平成 20 年度同様福祉部局連携の下、住民基本台帳法に基づく支援措置を継続して行ってきた。	男女共同参画室
	防犯意識の高揚と防犯灯の設置など、女性が被害者となりやすいひったくり等予防のための地域防犯活動の支援・充実を図ります。	・犯罪被害者週間（11 月 25 日～12 月 1 日）における被害者支援キャンペーンを古河駅コンコースにて実施した。参加者は茨城県安全なまちづくり推進室担当者、古河警察署、防犯協会、防犯協会女性部、古河セーフティーマイタウンチーム及び古河市担当職員が参加した。女性の活躍が目立った。また、年末県下一斉街頭犯罪抑止活動キャンペーンを実施し犯罪抑止を図った。	市民課 交通防犯課

(4) メディアにおける人権の尊重

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
15. メディアにおける男女の人権尊重への働きかけ	男女の人権を尊重した情報発信の推進を図ります。	情報紙モニター制度を導入。3 名のうち 2 名を女性モニターとしました。	広報室
16. 情報を活用できる能力の向上の促進	情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）育成のための学校教育を推進します。また、市民に対する学習機会を提供します。	小学校の総合的な学習の時間、中学校の技術科・美術科等における情報活用能力の育成。	指導課
		未実施。	生涯学習課

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

計画目標1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

(1) 女性の政治への参画促進

具体的施策	施策事業	平成21年度実施状況	担当課
17. 女性の政治への参画促進	女性の政治への関心と参画を促すための情報を提供し、意識の高揚に努め、市議会への傍聴の促進を図ります。	8/22 マイカル古河サティ、3/22 総合公園において、古河市明るい選挙推進協議会の会員と選挙管理委員による街頭啓発を行い、啓発物品を配布しながら選挙への参加を呼びかけ、関心を高めた。	選挙管理委員会
		広報紙やHPに議会の日程を、また、HPには一般質問の通告書等も掲載し、議会への関心を深めてもらうよう、傍聴の促進を図った。傍聴者については、全体の40%が女性であった。また、広報紙については、文字を大きくし、写真等も多く使い、レイアウトを工夫し、読みやすく親しまれるものにリニューアルした。	議会事務局
		市議会定例会に関する案内を行い、市議会への傍聴者を募った。傍聴者：5名	男女共同参画室
	市民模擬議会の開催や体験を通し、市政についての理解を深め、優れた意見や提言を市政に反映させます。	未実施。	議会事務局
		未実施。	男女共同参画室

(2) 政策・方針決定の場への女性の積極的な登用

具体的施策	施策事業	平成21年度実施状況	担当課	
18. 各審議会等への女性委員の積極的登用 《次頁へ続く》	各審議会等への女性委員の登用を促進し、平成23年度までに女性委員の割合を35%とするよう努めるとともに、すべての審議会等に女性委員の登用を促進します。	【地方自治法第202条の3に基づく審議会等】 審議会の数：24 委員の数：423人 女性委員の数：107人 割合：25.3% 女性委員不在の審議会等 5 【地方自治法第180条の5に基づく委員会等】 委員会の数：6 委員の数：51人 女性委員の数：1人 割合：2.0% 女性委員不在の委員会等 5 【合計】 委員の数：474人 女性委員の数：108人 割合：22.8% 女性委員不在の審議会・委員会等 10 (平成21年4月1日現在)	関係各課	
		女性の市政への参画の促進と、幅広く市民の意見を反映するため、公募委員の割合を拡大します。	市民公募を行っている審議会等の数：5 (平成21年4月1日現在)	関係各課
		各審議会等における女性委員参画状況を把握し公表します。	広報古河10月号に平成20年度の参画状況を公表した。	男女共同参画室

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
《続》 18. 各審議会等への女性委員の積極的登用	各種団体等における女性代表の就任促進を図ります。	各審議会等における女性代表の数：2名 (平成 21 年 4 月 1 日現在)	関係各課

(3) 市政への男女共同参画の促進

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
19. 市政への男女共同参画の促進と提言機会の充実	広報紙及びホームページにより市政に関する情報の提供を充実します。	広報紙において男女共同参画の特集を 4 回、計 7 ページ掲載しました。	広報室
	市民の皆さんからの意見や要望を聴いて市政に反映させるため、市政懇談会を開催します。	21 年度は市政懇談会を開催せず、各自治会・行政区に対し地域課題のとりまとめを行い、地域の課題等が市政・施策に反映させる機会を設けた。	市民相談センター
	市民の皆さんからの意見・提言などを計画的、継続的に収集し、施策の立案などに活用するための市政モニター制度を検討します。	市民からの意見・提案を古河市ホームページ、投書箱、電話などで受付し、施策の立案等に活用している。	市民相談センター
	重要な計画の策定時などにおける、パブリック・コメントを実施します。	6 件実施し、「古河市自治基本条例(素案)」のとき 10 件、「古河市一般廃棄物処理基本計画(素案)」のとき 1 件、「古河市都市計画マスタープラン(案)」のとき 1 件、「古河市住生活基本計画(素案)」のとき 1 件の意見が寄せられた。※詳細は市 HP 参照	企画課

(4) 女性の人材発掘と情報収集・提供

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
20. 女性の人材発掘と情報収集	女性の市政への関心を高め、各分野への登用を促進するため、女性人材バンクを設置し、人材発掘のための情報の収集・提供を図ります。	平成 22 年度実施予定。	男女共同参画室
		未実施。	生涯学習課
		未実施。	企画政策課
21. 女性の人材育成を目指す研修機会の提供 《次頁へ続く》	女性の人材育成を目指すため、市独自の男女共同参画に関するセミナーの開催や、国や県主催の研修機会を提供します。 《次頁へ続く》	【セミナーの開催】 7 月 8 日 ワーク・ライフ・バランス推進事業「新しい人事戦略～あなたが、今、働き方をカエル～」(共催：茨城県女性プラザ 後援：古河市工業会、古河商工会議所、古河市商工会) 9 月 7 日 デート DV 防止講演会「人と人とのよりよい関係をつくるために」(協力：内閣府、茨城県立総和高等学校) 11 月 12 日 子育て支援講演会「ゆるやか子育てで、私のライフスタイル再発見」 ※新型インフルエンザの流行により中止	男女共同参画室

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
≪続≫ 21. 女性の人材育成を目指す研修機会の提供	≪続≫ 女性の人材育成を目指すため、市独自の男女共同参画に関するセミナーの開催や、国や県主催の研修機会を提供します。	2月12日 男女共同参画社会推進職員研修会「男性職員の育児休暇取得等について」 【国や県主催の研修機会の提供】 「茨城県ハーモニーフォーラム」等のイベントや「ハーモニーフライトいばらき」等の各種研修、内閣府及び茨城県女性プラザ等で開催される講演会の情報をお知らせページやホームページに掲載し、女性団体等へ通知した。	男女共同参画室
		未実施。	生涯学習課
		・県ふるさと女性大学「葦の会」平成21年6回の講座の開催 ・いばらき元気アップ女性リーダー育成講座平成21年10回の講座の開催	農業振興課

計画目標 2 家庭生活・地域社会における男女共同参画の促進

(1) 家庭生活における男女共同参画の促進

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
22. 固定的性別役割分担意識の解消 ≪次頁に続く≫	性別による役割分担意識の解消を図るとともに、広報や各種講座による意識の改革を図ります。	【セミナーの開催】 7月8日 ワーク・ライフ・バランス推進事業「新しい人事戦略～あなたが、今、働き方をカエル～」(共催：茨城県女性プラザ 後援：古河市工業会、古河商工会議所、古河市商工会) 9月7日 デートDV防止講演会「人と人とのよりよい関係をつくるために」(協力・内閣府、茨城県立総和高等学校) 11月12日 子育て支援講演会「ゆるやか子育てで、私のライフスタイル再発見」※新型インフルエンザの流行により中止 2月12日 男女共同参画社会推進職員研修会「男性職員の育児休暇取得等について」 【広報古河掲載内容】 6月号 男女共同参画推進条例、古河市男女共同参画推進会議委員について 10月号 平成20年度男女共同参画プラン進捗状況、茨城県女性プラザ出前講座、茨城県立総和高等学校デートDV防止講演会について 1月号 10月～11月の市内祭事における啓発活動、日本女性会議参加者の報告 3月号 男女共同参画に関する意識調査結果、古河市男女共同参画週間における啓発活動の報告	男女共同参画室

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課	
<<続>> 22. 固定的性別役割 分担意識の解消	日常生活において、男性が積極的かつ気軽に家事等に参加できるようにするため、男の料理教室等の生活講座を開催します。	未実施。	生涯学習課	
	家庭内の男女共同参画を進めるとともに、男女を対象にした育児・介護講座、両親学級等を開催します。	両親学級の開催 開催数：6 回 参加者数：父 111 名、母 114 名 内容：赤ちゃんの沐浴実習、専門講師による講和「妊娠中の夫婦に伝えたいこと」 父親による妊婦体験（ジャケットの着用）等 毎回アンケートを実施するが、今後の育児の協力が期待できそうな感想となっている。		健康推進課
		未実施。	介護保険課	
		未実施。	高齢福祉課地域包括支援センター	

(2) 地域・社会活動への男女共同参画の促進

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
23. 男女が共に参画する地域活動の促進	地域住民が主体的にコミュニティ活動を展開できるよう、地域活動を活発に行う団体に対し、組織の育成支援を行います。	コミュニティづくり助成金や地域づくり活動補助金を交付	自治振興課
	市民が自主的に行う公益的な活動に対し、助成制度を定め適正に運用することで、NPO やボランティアの育成と支援を行います。	8月から市民活動支援センター(3箇所)を開設。	自治振興課
	環境保全の推進のため、市内で活動する環境団体への女性参画を進める支援などを検討します。	未実施。	環境政策課
	地域ぐるみの防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。	春・秋の地域安全運動期間中における地域安全キャンペーン等に防犯協会女性部会及びセーフティーマイタウンチーム委員として積極的に参加し、社会貢献している。	交通防犯課
24. 女性リーダー養成事業の推進 <<次頁に続く>>	男女共同参画推進に関する国・県等の専門研究機関等における研修や講演会への市民参加を促進し、男女共同参画意識の醸成を図ります。	国や県、茨城県女性プラザ等で行われる講演会やセミナーの情報をお知らせページや市ホームページに掲載するとともに、女性団体への情報提供を行った。	男女共同参画室

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
《続》 24. 女性リーダー養成事業の推進	男女共同参画社会実現のために、全国規模の日本女性会議等への市民の参加を支援します。	男女共同参画社会づくりに向けての全国会議、日本女性会議、ハーモニーフライトいばらき等の情報を提供し、市民の参加を支援した。 【参加人数】 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議 10名 日本女性会議 2009 さかい 4名	男女共同参画室
	地域活動を支援するため、地域リーダーの育成や組織の充実を図ります。	未実施。	自治振興課
25. 消費者活動への男女共同参画の促進	消費生活相談を適切かつ迅速に解決するため、消費生活相談員の育成を図るなど消費生活センターの充実に努めます。	H21 度相談件数 821 件。消費生活相談業務を円滑に運営するため、県等が実施する消費生活談員に対する研修会等により、相談員のスキルアップを図った。また、消費者被害の未然防止のため、市民を対象にした相談員による出前講座を実施し、センターの業務について PR 活動を行い、充実を図った。	商工政策課
	消費者団体を育成・支援し、消費者保護の啓発を図るとともに、市民生活にかかる多様な内容と問題提起などの消費生活展を開催します。	古河市消費者団体連絡協議会の事業で、遺伝子組換え農作物に関する研修会を実施し、消費者団体の知識の向上を図った。また、第 4 回古河市みんなの消費生活展を H22. 2. 20 と 2. 21 に実施し、消費者団体等による消費生活における展示発表を行った。入場者 800 名。	商工政策課

基本目標Ⅲ いきいきと働ける社会環境の整備

計画目標 1 雇用の場における男女平等の実現

(1) 雇用の場における男女の均等な機会の確保

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
26. 職場における男女の均等な機会の確保及び積極的改善措置の促進	雇用条件や職務内容の男女平等を実現し、働きやすい職場にするため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の制度が職場で十分生かされるよう、広報・啓発に努めます。	『育児休業給付の内容及び支給申請手続きについて』のパンフレット配布	商工政策課
		【啓発】 7月8日 ワーク・ライフ・バランス推進事業「新しい人事戦略～あなたが、今、働き方をカエル～」(共催：茨城県女性プラザ 後援：古河市工業会、古河商工会議所、古河市商工会) 2月12日 男女共同参画社会推進職員研修会「男性職員の育児休暇取得等について」 【広報】 広報古河及び市ホームページにおいて、上記セミナーの内容を公開した。	男女共同参画室
	男女共同参画の意識啓発のため、工業会等と連携し、情報交換等を行います。	雇用対策委員会、市政懇談会等での情報交換	商工政策課
		ワーク・ライフ・バランス推進事業として、「新しい人事戦略～あなたが、今、働き方をカエル～」をテーマに優良企業の事例発表や講演会を実施した。(共催：茨城県女性プラザ 後援：古河市工業会、古河商工会議所、古河市商工会)	男女共同参画室
	職場における方針決定の場に女性が多く参画できるよう、女性代表の就任促進を図ります。	未実施。	男女共同参画室
茨城県産業技術専門学院等が開催する職業能力開発のための技術講習会等の情報の提供を図ります。	ポスターの掲示、パンフレット等の配布	商工政策課	

計画目標 2 多様な働き方を可能にする環境の整備

(1) 農業・商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
27. 農業や商工業等の自営業に対する男女共同参画の促進 << 次頁に続く >>	固定的な役割分担意識に基づく慣行や習慣を解消し、対等なパートナーとして男性とともに経営に参画出来るよう、男女共同参画意識の啓発を図ります。	市内で開催された祭事における啓発活動にあたり、一般客の他、出展している店舗に対しても資料を配布し、啓発活動を行った。	男女共同参画室

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
≪続≫ 27. 農業や商工業等の自営業に対する男女共同参画の促進	女性の役割を正しく認識し、適正な評価への機運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的とする「農山漁村女性の日」(3月10日)の普及促進を図ります。	・女性の農業経営参画及び女性起業の推進を図り、「三和女性起業ネットワーク委員会食遊三和」平成21年39回の研修会議の開催、「認定農業者連絡協議会総和三和女性部」平成21年度13回の研修会議の開催、「地恵の和会」平成21年11回の会議研修の開催	農業振興課
	商工会議所・商工会女性部への活動支援を行います。	未実施。	商工政策課
	中小企業のための低利融資制度の充実を図ります。	自治金融、振興金融の融資あつせん、保証料及び利子の補給	商工政策課
28. 家族経営協定の締結促進	家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう家族経営協定の締結推進を図ります。	・家族経営協定の推進(3経営体締結) ・農業経営への女性参画を推進する女性団体(パートナーシップ活動委員会)への支援(平成21年度会議7回開催)	農業振興課
	農業者の老後生活の充実を図るため、農業者年金の加入の促進を図ります。	農業者年金制度周知及び加入推進のため、農家世帯ヘリーフレットの配布を行う。	農業委員会
29. 女性農業者等への支援	経営能力向上のための講座の開催及び情報の提供を行います。	・坂東地域農業改良普及センター主催「パソコン簿記講座」を平成21年度7回開催 未実施。	農業振興課 商工政策課
	女性農業者がいきいきと働き、能力が発揮できるように、女性農業士の育成を図るとともに農村女性大学等の参加促進や女性農業士の海外体験研修への参加を促進します。	・坂東地域農業改良普及センター主催「フレッシュアグリ坂東のつどい」を平成21年度1回の開催 ・坂東地域農業改良普及センター主催「アグリセミナー」を平成21年度10回開催	農業振興課

(2) 就職・再就職に対する支援

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課	
30. 就職・再就職に関する情報の提供	ハローワーク(職業安定所)等との連携を図り、求人情報を提供します。	各庁舎に求人情報掲示板を設置し、ハローワークからの求人情報一覧の配布および掲示板の更新(毎週)	商工政策課	
	女性の就業機会を高めるため、委託事業等による再就職のための支援、及び、パートタイム就労希望者等に対する相談や情報の提供を行います。	『子育てママ再就職支援事業』、『マザーズコーナー・就職実現プラン』等チラシの配布		商工政策課
		県が主催する「女性のための創業支援セミナー」や古河テクノビジネス専門学校で行う「再就職を目指す女性のためのITスキル習得講座」等の情報をお知らせページに掲載した。 また、講座生に対して男女共同参画についての講話も行った。		男女共同参画室

(3) 多様な働き方を可能にする就業条件の整備

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
31. 労働時間短縮等の労働環境の整備	事業所に対して、週 40 時間労働制の周知・徹底を図り、工業会・商工会・商工会議所への情報提供を行います。また「働く女性の家」等、勤労者のための施設の活用を図ります。	勤労青少年ホーム及び働く女性の家においては、平日夜間に開催する講座を開設。	商工政策課

計画目標 3 仕事と家庭の両立支援

(1) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
32. 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発	仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、仕事と家庭両立支援セミナー等を開催します。また、育児・介護に関する講座の開催や相談、情報の提供を行います。	【セミナーの開催】 7月8日 ワーク・ライフ・バランス推進事業「新しい人事戦略～あなたが、今、働き方をカエル～」(共催：茨城県女性プラザ 後援：古河市工業会、古河商工会議所、古河市商工会) 2月12日 男女共同参画社会推進職員研修会「男性職員の育児休暇取得等について」	男女共同参画室
		マタニティスクールの開催 1 コース 3 回、年 6 コース。参加延べ人数 230 人。 〈妊娠編〉妊娠中の過ごし方、妊婦体操 〈安産、母乳編〉お産のすすみ方、呼吸法、マッサージ法 〈育児編〉産後の生活と赤ちゃんの保育、先輩ママとの交流	健康推進課
		未実施。	介護保険課
		【家族介護教室】 ○介護者のつどい(移乗やオムツ交換等、介護の方法全般について体験による習得及び介護者同士の意見交換、交流。) ・開催日⇒11月11日(水)(介護の日) ・開催場所⇒総和福祉センター「健康の駅」	高齢福祉課地域包括支援センター
33. 事業所等における育児・介護休業制度の導入の促進	労働時間の短縮等、男性の働き方を見直し、固定的役割分担意識を是正するため、男性の育児・介護休業取得の促進を図ります。	『仕事と生活の調和』に関するパンフレットによる周知	商工政策課
		【セミナーの開催】 2月12日 男女共同参画社会推進職員研修会「男性職員の育児休暇取得等について」	男女共同参画室

(2) 地域における子育て支援体制の充実

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
34. 多様な保育サービスの充実と子育て支援	社会全体で子どもと子育てを支援する取り組みを明らかにするため、次世代育成支援行動計画を策定します。	H22～H26 次世代育成支援地域行動計画書（後期）策定	子ども福祉課
	延長保育・特定保育・一時保育・休日保育・病児・病後児童保育等、多様な保育サービスの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育補助金として私立保育所 14ヶ所に交付(51,567千円) ・一時・特定保育補助金として私立保育所 9ヶ所に交付(16,830千円) ・その他特別保育補助金を私立保育所に交付 	子ども福祉課
	地域において、子育ての相互支援を行うため、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	<p>小学校6年生までの乳幼児・児童等の子育て支援等を指定管理者により実施。</p> <p>施設利用者数4,263人、会員登録数514人</p>	子ども福祉課
35. 子育てにおける男女共同参画意識の普及と啓発	子育てにおける男女共同参画意識の普及・啓発のため、子育て実践講座・育児教室等を開催します。	<p>両親学級の開催</p> <p>開催数：6回</p> <p>参加者数：父111名、母114名</p> <p>内容：赤ちゃんの沐浴実習、専門講師による講和「妊娠中の夫婦に伝えたいこと」、父親による妊婦体験（ジャケットの着用）等</p> <p>毎回アンケートを実施するが、今後の育児の協力が期待できそうな感想となっている。</p>	健康推進課

(3) 地域における介護支援体制の充実

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
36. 介護サービス体制の促進	介護する家族の負担軽減や、介護を必要とする市民の自立を支援するため、介護に関する相談及び情報提供など、高齢者の多様なニーズに対応した各種サービスの充実を図ります。	<p>介護に関する相談に応じて介護保険法に基づいたサービス利用等随時情報提供を行う。11月11日の介護の日に合わせて広報紙を利用して介護の啓発を実施。第4期（平成21年～23年度）古河市高齢者福祉計画・介護保険事業計画について市ホームページに掲載。みんなのあんしん介護保険（パンフレット）の配布。</p>	介護保険課
		<ul style="list-style-type: none"> ○いきいき百人委員会主催：講演会「精神療法のボイストレーニングで歌おう」講師⇒日本音楽療法協会主宰 佐藤宏之先生 ○介護予防教室（出前型）⇒38回・参加者数 907人・相談人数 457人 ○さわやか教室⇒60回・参加者数 1,258人 ○認知症サポーター養成講座⇒18回・参加者数 802人 	高齢福祉課地域包括支援センター

基本目標Ⅳ 健康で安心して暮らせる生活環境の整備

計画目標 1 生涯にわたる健康支援及び安全の確保

(1) 生涯を通じた健康に関する意識の浸透

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
37. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の普及	母性保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、広報・啓発活動に努めます。	小中学校から依頼のあった性教育等を通して、性に対する正しい知識の普及を図った。 男女のからだのしくみ、妊娠のしくみなどの性教育を実施、併せて赤ちゃんふれあい体験を実施し、母性を育むきっかけとした。	健康推進課
	男女共同参画の視点による学校・家庭における性教育の充実や、思春期における性に関する相談と学習の機会の提供に努めます。	・小学校 3 年生からの体育、中学校の保健体育における性教育の充実。 ・児童生徒の発達段階に応じて、学級活動における心身の健全な発達・男女の理解といった題材での性教育等の実施。	指導課

(2) 母性保護と母子保健サービスの充実

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
38. 母性保護に関する広報活動の充実	女性が自分の健康を自ら管理出来るようになるため、性に対する正しい知識の普及を図るとともに、健康づくり協力員による地域への啓発に努めます。	小中学校から依頼のあった性教育等を通して、性に対する正しい知識の普及を図った。	健康推進課
39. 母子保健サービスの充実	母子保健訪問指導の実施や母親教室の開催、母子健康手帳の交付など母子保健サービスの充実に努めます。	母子健康手帳の交付：1,249 件 母子健康手帳の交付時、面接相談を実施している。その際に、当市で行っている母子保健サービス（マタニティスクールや両親学級、乳幼児健診や乳幼児相談等の開催）を紹介。 事業対象者には、個別通知や広報周知等を行い勧奨しています。妊産婦や乳幼児等の個別訪問指導も実施	健康推進課
40. 母子に対する医療サービス体制の充実	救急指定医療機関や小児救急医療体制における近隣市町との連携を図ります。また、妊婦・乳児健康診査受診票等の配布を行います。	妊婦健康診査の受診票の交付は、5 回/年(～20 年度)→14 回/年(21 年度～)に変更し充実させる。交付件数は、延べ 23,928 件 乳児健康診査受診票（生後 9～11 ヶ月児）の交付は、1,403 件。 小児救急医療体制については、近隣市町村との輪番制を導入し、実施している。	健康推進課

(3) 心身の健康保持・増進への支援

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
41. 健康管理の推進と健康に関する啓発活動の充実	市民の健康づくりの基礎となる栄養改善を住民自らが推進するため、食生活の改善や、ヘルストレーニング等の推進を図ります。また、健康づくり協力員による地域への啓発に努めます。	食育の啓発・普及のための健康教育や食生活改善推進員による地域での伝達講習会を実施し、栄養改善の推進を図った。 市民公開講座やメタボリックシンドローム予防についての講演会を開催した。	健康推進課
42. 健康づくりに関する相談体制の充実	精神保健相談の充実や生活習慣病に関する相談の実施、女性特有の病気に関する相談体制の充実など、ライフステージに応じた健康相談の充実を図ります。	こころの健康相談：年 11 回開催 相談延べ人数 29 人、随時精神保健相談を実施。 生活習慣病に関する相談として、成人健康相談、各種検診時及び検診後の事後指導、随時電話相談などを実施。	健康推進課
43. 薬物乱用防止等に関する啓発活動の実施	エイズを含む性感染症に関する正しい知識の普及・啓発及び検査を実施し、蔓延の防止を図るとともに、覚せい剤等薬物乱用の害についての PR の充実を図ります。	小中学校から依頼にあった性教育等をとおして、性感染症に対する正しい知識の普及を図る。また青少年などに対する啓発を一層強化し、薬物乱用の根絶をポスター等で啓発活動を実施。	健康推進課
		覚せい剤等薬物乱用の害についての PR については、古河市が支援する猿島地区更生保護女性会を中心に実施している。	総合福祉相談課
	飲酒・喫煙が健康に及ぼす弊害についての啓発活動を実施します。	成人健康相談、集合検診等での健康相談等に飲酒や喫煙による体の影響等を説明又は指導を実施。	健康推進課

(4) 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
44. 各種団体及び指導者等の育成	各種団体組織と連携を図り、女性指導者や障害者団体の育成に努めます。	体育の実技指導やニュースポーツの普及のため、体育指導委員会(女性委員約 20%、5 名)を設置し、市民のスポーツ普及に努め、年 3 回程度の事業を開催している。	社会体育課
45. 生涯スポーツの推進	子どもから高齢者までの誰もが、いつでもどこでも自分の好みや能力に合わせた気軽に楽しむことができる「生涯スポーツ」を推進するとともに、高齢者スポーツ大会等への参加促進を図ります。	市主催大会、体育協会主催大会を開催している中で、協議スポーツやレクリエーションスポーツ大会等を開催しました。又、誰もが気軽に参加できるよう、利用者ニーズに合わせたスポーツ教室を開催しました。	社会体育課
		老人クラブ連合会の実施するスポーツ大会等に財政支援をした。	高齢福祉課

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
46. スポーツ施設の設備の充実	市内小中学校の体育施設を夜間開放します。また、スポーツ施設の整備・充実に努めます。	市内小中学校の体育館・柔剣道場・屋外運動場を開放しました。 【古河地区】 小学校(7校)－体育館・屋外運動場 【総和地区】 小学校(10校)－体育館・屋外運動場 中学校(3校)－体育館・柔剣道場 【三和地区】 小学校(6校)－体育館・屋外運動場 中学校(3校)－体育館・柔剣道場	社会体育課

(5) 防災分野における女性参画の拡大と災害時における市民への配慮

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
47. 防災分野における女性参画の拡大	消防団等への女性の参加・加入の促進を行います。	H22 年度中組織に向け、協議決定を図る。	消防防災課
48. 災害時における市民への配慮	避難所運営や救援・復興支援に女性の参画や視点を組み込んだ防災計画を策定します。	平成 19 年度に策定した古河市地域防災計画を女性の参画や視点に配慮した内容に、今後見直しを図っていく。	消防防災課
	性別に配慮した避難所設計とオムツ・粉ミルク・非常食等の備蓄を行います。	紙オムツや粉ミルク等、性別・年齢に配慮した備蓄品を購入した。	消防防災課
	着替え・授乳のスペースの確保、夜間トイレ時の安全確保等、女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルを作成します。	女性に配慮した避難所運営マニュアルを今後作成していく。	消防防災課

計画目標 2 子どもの人権尊重と健やかに育つ環境づくり

(1) 子どもが健やかに育つ環境整備

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
49. 公園・遊び場等の整備	すべての人が活動できる公園・遊び場等の環境を整備し、公共施設等のバリアフリー化の推進を図ります。	都市公園(総和地区)1ヶ所、開発公園(総和地区)3ヶ所が増えました。新設公園整備についてはバリアフリー化を実施しております。	公園緑地課
50. 防犯体制の充実 《次頁に続く》	防犯意識の高揚と防犯灯設置など、犯罪が起きにくい環境整備に努め、青少年健全育成対策の充実に努めます。 《次頁に続く》	出前防犯講座の実施(7回)、防犯灯の設置市内67基、寄贈による街頭防犯カメラの設置市内3ヶ所(6台)を設置し犯罪防止に貢献	交通防犯課

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
≪続≫ 50. 防犯体制の充実	≪続≫ 防犯意識の高揚と防犯灯設置など、犯罪が起きにくい環境整備に努め、青少年健全育成対策の充実を図ります。	○環境浄化活動「有害図書等自販機の立入調査」2ヶ所実施 ○環境浄化活動「白ポストの設置・管理」 ○環境浄化活動「青少年の健全育成に協力する店」H21 年度登録店舗 220 軒 ○「こどもを守る 110 番の家」H21 年度登録軒数 3,188 軒 ○「地域のおじさん、おばさん」活動事業	生涯学習課

(2) 児童虐待防止事業の充実

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
51. 児童虐待防止に向けた意識啓発	育児不安の親への相談体制の充実を図り、乳幼児や児童の健全育成と福祉について援護するため、乳幼児健診や家庭訪問等の充実を図ります。	生後 4 か月までの赤ちゃん訪問などの実施。訪問延べ件数 949 件。乳幼児健診(3 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児)の実施。健診後の要観察児のフォローのための、電話相談・家庭訪問の実施。	健康推進課
	育児不安の親への相談体制の充実を図り、乳幼児や児童の健全育成と福祉について援護するため、乳幼児健診や家庭訪問等の充実を図ります。	11 月の児童虐待防止推進月間中において、古河市虐待 DV 対策地域協議会と共催で、児童虐待防止啓発事業(オレンジリボンキャンペーン)を行った。市役所の庁舎他市内 5 ヶ所にオレンジリボンキャンペーンのコーナーの設置、ポスター・チラシ・啓発グッズ(マスク)の配布、広報による周知などにより、市民に児童虐待防止を呼びかけた。	総合福祉相談課
		市福祉部や筑西児童相談所等の関係機関と連携を図り、各小中学校で虐待と思われる事案についての迅速な対応。	指導課
52. 地域における早期発見のための支援体制の整備	児童虐待防止の充実強化及び早期発見のため、福祉事務所・民生委員・児童委員等の関係機関による児童虐待防止のためのネットワークを設置し、必要な情報の交換を行い、適切な保護を行います。	機構改革により社会福祉課内の総合福祉相談室から独立した総合福祉相談課が、要保護児童等の相談を行っている。各関係機関と連携、連絡調整、情報の共有化などをはかり、左記の相談機関と綿密な連絡が取り合っている。 また、児童虐待講演会と児童虐待防止啓発活動の一環としてオレンジリボンキャンペーンを「古河市虐待 DV 対策地域協議会」と協働で実施している。	総合福祉相談課

(3) 子どもに関する相談支援体制の整備・充実

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課	
53. 子どもに関する相談支援体制の整備充実	現在子育て中の親の悩みを解消するため、家庭児童相談や乳幼児健康相談の充実を図ります。	機構改革により社会福祉課内の総合福祉相談室から独立した総合福祉相談課が、要保護児童等の相談を行っている。また、健康推進課で行われている乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業とも連携し、ケース検討などを一緒に行うなど協働体制をとっている。	総合福祉相談課	
		乳幼児健康相談 3 地区にて月 1 回、年間 36 回実施 相談延べ件数 2,693 件 随時総合福祉相談課と連携を図った。	健康推進課	
	スクールカウンセラー配置による相談体制や、青少年電話相談事業の充実を図ります。	・県派遣スクールカウンセラーの活用(中学校9校及び小学校3校) ・古河市教育支援センター(3 ルーム)における学校心の相談員等による電話相談の充実		指導課
		○青少年電話相談 16 件		生涯学習課

計画目標 3 高齢者・障がい者等に対する自立支援

(1) 高齢者が健やかに暮らせる環境の整備

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
54. 高齢者の社会参画の促進	高齢者の生きがいを高めるため、高齢者の特性を生かしたボランティアや就業の機会を充実します。また、高齢者クラブ等の活動を促進します。	シルバー人材センターの活動を支援した。会員数 1,770 人、就業実人員 1,096 人で、それぞれ 9.7%増 2.1%の減となった。高齢者クラブの活動に対して助成した。	高齢福祉課
55. 高齢者が安心して暮らせる環境づくり	介護保険事業の計画的な運営を図り、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう生活基盤の整備に努め、一人暮らし高齢者等を対象とした福祉サービスの充実を図ります。また、虐待防止と権利擁護を推進します。	地域密着型サービスの夜間対応型事業所を整備した。これにより要介護のひとり暮らし高齢者の方には夜間安心した生活がおくれる。	介護保険課
		地域包括支援センターの「総合相談」において、市高齢福祉課、病院、ディサービス事業所、民生委員、警察、在宅介護支援センター等、関係機関との連携により、高齢者虐待に対応した。権利擁護についても、「総合相談」において社会福祉協議会と連携し、「権利擁護事業」の推進を図った。	高齢福祉課地域包括支援センター
		ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯に対して各種サービス(給食サービス・愛の定期便・緊急通報システム等)を実施した。	高齢福祉課

(2) 障害を持つ人に対する支援

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
56. ノーマライゼーション理念に基づいた施策の推進	障害者基本計画を策定するとともに、障害のある人が特別視されることなく社会の構成員として参画し、行動できるように意識啓発に努めます。	障害者の社会参加事業について市広報にて周知。	障害福祉課
57. 障害者（児）施設の充実・社会参加支援	障害者施設等のバリアフリー化を推進し、障害者に対して交通手段の確保や、住宅リフォームの助成、就労支援等を行います。	聴覚・言語障害者のコミュニケーションについて手話通訳等の派遣及び重度障害者の外出支援等地域生活支援事業によりサービスの支援 「ふれあい広場」の実施・スポーツ大会等の参加・各障害者団体の運営支援を実施	障害福祉課

(3) ひとり親家庭等への支援

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
58. 生活及び就労支援	各種制度の情報提供と自立支援、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちなひとり親家庭（母子・父子・未婚の母子）への助成（児童育成手当・児童扶養手当・医療費）を行い、就職・再就職のための情報を提供します。	【児童扶養手当】平成 21 年 8 月 1 日号広報お知らせページに掲載し、制度内容を周知した。 【児童育成手当】平成 21 年 8 月 15 日号広報お知らせページに掲載し、制度内容を周知した。	子ども福祉課
		ひとり親世帯の医療費助成（所得制限有）を実施している。	保険年金課
59. 相談事業等の充実	家庭児童相談及び生活困窮者に対する相談体制の充実を図り、児童虐待防止対策の充実を図ります。	機構改革により、社会福祉課内に総合福祉相談室が新設され、相談職員（社会福祉士等）の 4 名を配置して、及び家庭児童相談員、婦人相談員、地域ケアシステム推進事業を所管し、相談体制を強化した。相談が各課にまたがるような相談等について、相談室が連携調整を図るようにした。また、生活困窮者の自立を図るための方策の検討、準備を進めた。	総合福祉相談課

基本目標Ⅴ 国際的協調と国際理解の推進

計画目標 1 国際社会への参画促進

(1) 国際的協調の推進

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
60. 国際的協調の推進	男女共同参画に関する世界の取り組み状況の情報を提供します。	内閣府が発行しているパンフレット及びポスターを各庁舎等に設置、掲示した。	男女共同参画室

(2) 外国人が暮らしやすい環境づくり

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
61. 市内在住外国人への支援	国際交流の目的を明確にし、国際交流協会などの設置を検討します。	H20年6月3日に古河市国際交流協会が設立された。	企画課
	在住外国人に対して、ボランティア講師による日本語・日常生活における心配事や困りごとの相談に応じます。	協会の設立以前は、3地区で個別に行っていたが、協会の生活支援部会において、統一した生活相談を実施できるようになった。	企画課
62. 相談体制の整備・充実	外国人が地域社会で暮らしていく中で、日常生活における心配事や困りごとの相談に応じます。	協会の設立以前は、3地区で個別に行っていたが、協会の生活支援部会において、統一した生活相談を実施できるようになった。	企画課
63. 外国語による公共表示の推進及び情報の提供	外国語による公共表示の整備をします。	未実施。	各施設等管理担当課
	外国人向けの生活ガイドブックの作成を検討します。	「ようこそ古河へ」という生活ガイドブックを日・英・ポルトガル・タガログ・タイの5ヶ国語に対応したものを作成した。	企画課
	市公式ホームページに、外国語のページを追加します。	リンク集に古河市国際交流協会のページを掲載しました。	広報室

(3) 国際理解と国際交流の推進

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
64. 国際理解と国際交流の推進	外国語指導助手 (ALT) を活用した英語教育の充実及び国際理解教育の推進など、小・中学校における外国語教室の充実を図ります。	・ALT 配置事業による英語教育の充実 (全小中学校 32 校)。 ・英語サポーターによる放課後補習の充実 (中学校)。 ・外国人児童生徒に対する日本語指導員の派遣による国際理解教育の推進。	指導課
	国際友好交流都市との交流支援や、在住外国人と交流会を開催します。	5月7日～12日にかけて三河市教育交流考察団が来市。12月6日に在住外国人との交流会(「ウインターフェスティバル 2009」)を実施。	企画課
65. 国際化に対応できる人材の育成	茨城県国際交流協会が主催する日本語ボランティア講師の養成講座を開催します。	9月4日～12月11日の全15回実施。23名が修了証書を授与された。	企画課
	外国語通訳・翻訳ボランティア登録制度を検討します。	未実施。	企画課

(4) 国際平和・地球環境保全への貢献

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
66. 国際平和・地球環境保全への貢献	非核平和推進に関する事業として、原爆写真展及び非核平和映画会を開催し、非核平和ポスター、作文の募集・表彰・展示等を行います。	7月 非核平和ポスター・作文募集事業(対象 市内小中学校 小学6年、中学1年、中学2年) 7月1日～8月14日 非核平和パネル(広島・長崎原爆写真)展(各庁舎) 8月2日 非核平和映画会『うしろの正面だあれ』(中央公民館) 11月17日～12月17日 非核平和ポスター展(各庁舎) 1月 非核平和作文集発行(市内小中学校及び各施設へ配布)	総務課
	地球温暖化などの地球環境問題の解決に向けて、身近な地域から地球環境にやさしい社会づくりを進めます。	市域全体の温室効果ガスの排出抑制等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策実行計画(区域施策)策定に着手	環境政策課
	環境マネジメントシステム ISO14001 の認証取得を継続し、環境負荷を最小限に抑える仕組みを構築します。また、市民へのイメージアップ、コストダウン、職員の環境意識の高揚を図ります。	平成 20 年 3 月 31 日をもって ISO14001 認証を返上。	環境政策課
	水に対する認識を深めてもらうため、浄水場のしくみについて、小学生を対象に見学会を実施します。	思川浄水場施設見学：西牛谷小、上辺見小、下大野小、古河五小、下辺見小、中央小、古河三小、古河四小、他市外小学校 4 校 624 名参加 三和浄水場施設見学：駒込小、仁連小、諸川小、上大野小、名崎小、八俣小 300 名参加	水道課
	水質浄化への意識啓発のため、小中学生等を対象にした下水道促進コンクールを行います。	下水道促進コンクール作品参加学校数 ポスター22校(322枚) 作文15校(230点) 書道23校(1,869枚) 新聞1校(1枚) 標語15校(324点)	下水道総務課

基本目標Ⅵ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

計画目標 1 市民による推進体制の整備

(1) 市民ネットワークの推進と活動支援

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
67. 市民ネットワークの整備・促進	自主団体による男女共同参画ネットワークを整備します。	古河市男女共同参画市民ネットワーク準備委員会を設置し、ネットワークの設立準備を行っている。	男女共同参画室
	市民ネットワークを対象にしたセミナー等を開催し、各種団体等との情報交換を行います。	ネットワークの整備後に実施予定。	男女共同参画室
		未実施。	生涯学習課
		未実施。	社会体育課

(2) 男女共同参画活動拠点の検討

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
68. 男女共同参画活動拠点の検討	男女共同参画情報拠点として、男女共同参画センター等の設置の検討をします。	未実施。	男女共同参画室

計画目標 2 市役所内推進体制の充実

(1) 計画の進行管理

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
69. 男女共同参画推進委員会等の設置・運営及び計画の進行管理	男女共同参画を推進するため、推進委員会・庁内連絡会議・庁内ワーキングチーム会議を設置・運営し、男女共同参画プランの進行管理を行います。	男女共同参画推進会議 5回開催	男女共同参画室
70. 事業評価の市民等への公表	男女共同参画推進事業の評価を公表します。	20 年度の決算議会（21 年 9 月）において各会計の主要な施策の成果に関する説明書兼事業評価書を報告するとともに、各庁舎等での閲覧や市のホームページへ掲載した。	行政改革推進課

(2) 職員の人材育成・職域の拡大

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
71. 女性職員の職域の拡大	女性職員の管理職への登用を積極的に行い、平成 23 年度までに 30%とします。	課長級 10 名、課長補佐級 25 名計 35 名 (12.7%)	職員課
	組織強化を視野に入れた適正な人員配置をするとともに、職域にこだわることなく、幅広い分野に女性職員を配置します。	14 部中 9 部に女性管理職員を配置。	職員課

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
72. 女性職員の外部研修団体への積極的派遣	外部研修団体（自治大学校・市町村アカデミー・県自治研修所等）に女性職員を派遣し、その資質と能力の向上を図ります。	茨城県自治研修所をはじめ各研修機関に 46 名の女性職員を派遣した。また、民間研修等への参加。	職員課
	行政の課題を探り改革の提言をするため、女性職員の意見を提案する専門部会を設置します。	女性職員の専門部会は、18 年度に任期 1 年で組織され、女性の視点から見た行革に対する提案集を作成済み。現在女性部会については、未設置となっている。	行政改革推進課

（3）男女共同参画に関する意識啓発

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
73. 職員の意識啓発のための研修や情報の提供	固定的な役割分担意識を是正するため、男性の育児・介護休業取得の促進に努めます。	男性の育児休業及び介護休業取得者はいなかったものの、平成 21 年中においては、子の看護休暇は 8 名の男性職員が取得（全体では 46 名）。	職員課
	職員の健康管理と働き方の見直しのため、ノー残業デーを促進します。	平成 20 年 1 月から引き続き、水曜日及び金曜日に「ノー残業デー」を実施。	職員課
	男女共同参画に対する理解と意識改革のため、職員に対して研修を行います。また、庁内イントラネットを利用した情報を提供します。	2 月 12 日、主事級を対象に研修会を実施（参加者 90 名）。 「男性職員の育児休暇取得等について」講師 阪本真一（つるがしま落語会）	職員課 男女共同参画室
	市職員に対し、庁内イントラネット等を通してセクシュアル・ハラスメントに対する意識啓発を図り、相談体制を整備します。	21 年度未実施。22 年度実施検討。	職員課

（4）苦情等の申出の処理体制の整備

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
74. 苦情等の処理機関の設置	男女共同参画推進条例の制定に伴い、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情等の申し出を適切かつ迅速に処理するため、男女共同参画苦情処理委員会の設置について検討します。	古河市男女共同参画推進条例施行規則において、男女共同参画苦情処理設置委員会の設置を定めている。	男女共同参画室

（5）国・県等との連携

具体的施策	施策事業	平成 21 年度実施状況	担当課
75. 国・県・他自治体との連携	国・県・他自治体との連携を図り、フォーラムや講演会等へ参加します。	【参加人数】 内閣府男女共同参画社会づくり に向けての全国会議 10 人 茨城県ハーモニーフォーラム 5 人 1 団体 茨城県女性プラザ講演会 延べ 8 人	男女共同参画室

Ⅲ 「古河市男女共同参画プラン」 指標項目の推進状況

実施計画の指標項目

基本目標	指標項目	H18	H19	H20	H21	目標値 (H23)
I 互いの人権の尊重と男女共同参画意識の確立	①「男は仕事」「女は家庭」という考え方に同感しない市民の割合(※1)	43.2%	-	-	52.9%	60%
	②家庭生活において男女の地位が平等であるとする市民の割合(※1)	28.1%	-	-	34.7%	50%
	③町内会や自治会等で男女の地位が平等であるとする市民の割合(※1)	28.2%	-	-	33.2%	50%
	④社会通念や慣習で男女の地位が平等であるとする市民の割合(※1)	12.3%	-	-	17.3%	50%
	⑤職場において男女の地位が平等であるとする市民・教職員・市職員の割合(※1)	26.7%	-	-	44.8%	50%
II あらゆる分野への男女共同参画の促進	⑥市の審議会等における女性委員の占める割合(※2)	22%	22.3%	22.6%	22.8%	35%
	⑦市民公募を行っている審議会・委員会の数(※2)	5	5	6	5	10
	⑧女性委員不在の審議会・委員会の数(※2)	9	10	12	9	0
III いきいきと働ける社会環境の整備	⑨農業家族経営協定締結戸数	145戸	155戸	152戸	155戸	170戸
	⑩休日保育実施保育所数	2	2	2	2	3
	⑪保育所入所待機児童数	28人	15人	21人	16人	0人
	⑫子育て支援拠点の設置数	2ヶ所	4ヶ所	5ヶ所	6ヶ所	5ヶ所
IV 健康で安心して暮らせる生活環境の整備	⑬基本健康診査受診率(※4)	54%	53.1%	-	-	65%
V 国際的協調と国際理解の推進	⑭国際交流会外国人参加者数	84人	102人	134人	158人	100人
VI 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実	⑮男女共同参画を推進する市民団体数(※3)	0	0	0	0	20団体
	⑯市の管理職員のうち女性職員の割合	9.6%	10.2%	9.0%	12.7%	30%

参考(※1) 3年に1度の意識調査のため、平成19年度、20年度は未実施です。

(※2) 審議会等とは、市政推進にあたって特定の内容を市民や各種団体の意見を反映させるために地方自治法第202条の3に規定され設置されている審議会と、地方自治法第180条の5に基づく委員会(教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員会・農業委員会・固定資産評価委員会等の行政委員のこと)を指します。ちなみに、地方自治法第202条の3に規定された審議会の女性委員の割合は25.3%、第180条の5に基づく委員会の女性委員の割合は2.0%です。

(※3) 男女共同参画を推進する市民団体数は、市民ネットワーク整備後の登録団体数を表します。

(※4) 基本健康診査は、法改正のため、平成19年度で終了となりました。

IV 資料

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第9条—第15条)

第3章 男女共同参画推進会議(第16条・第17条)

第4章 雑則(第18条)

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。

私たちのまち古河市は、万葉の歴史と文化を持ち、豊かな自然に恵まれ、活力ある県西地域の中心的都市として「風格と希望に満ちた“いきいき古河”」を将来都市像と定め、まちづくりを推進しています。

“いきいき古河”を実現するためには、性別による役割分担意識やそれに基づく社会的慣行を改め、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会を形成することが重要です。

古河市は、男女が自らの意思と責任により、あらゆる分野における活動に参画する社会の実現を目指し、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内において、住み、働き、学び、又は活動する個人及び団体をいう。

- (4) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべての者をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての人権が尊重され、性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が性別による固定的な役割分担を助長するような制度及び慣行を見直し、自らの意思で多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における政策又は方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が相互に協力し、子供の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と学校、職場その他の地域活動とを両立できること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組みと密接な関係を有していることから、国際的協調の下に行われること。

(性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮)

第4条 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性を尊重するとともに妊娠、出産等に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、参画推進施策の実施に当たっては、市民、事業者、国及び公共団体と連携して取り組むものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画に理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、自立する意欲を持って、積極的かつ主体的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、男女共同参画に理解を深め、事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、男女が職場と家庭や地域活動等を両立できる環境の整備に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も性別による差別的取扱い及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 何人も配偶者等を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第9条 市は、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の形成の推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本的な計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表しなければならない。

(実施状況の公表)

第10条 市長は、参画推進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(調査及び研究)

第11条 市は、参画推進施策の策定等に必要な調査及び研究を行うものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画週間)

第13条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動を積極的に行うため、男女共同参画週間を設けるものとする。

(苦情等の処理)

第14条 市民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見について、市に申し出ることができる。

- 2 市は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(市における積極的改善措置)

第15条 市長は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画推進会議

(設置)

第16条 男女共同参画の推進を円滑に図るため、古河市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

- 2 推進会議の任務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 計画の推進状況の点検及び評価に関すること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申すること。
 - (3) 前号に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。
- 3 前項に定めるもののほか、推進会議は、市と協働して参画推進施策を実施するものとする。

(組織等)

第17条 推進会議は、市長が委嘱する15人以内の委員で組織する。この場合において、市長は、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4を下回らないようにしなければならない。

- 2 推進会議の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画プランは、第9条第1項の規定により策定された計画とみなす。

○古河市男女共同参画都市宣言

わたらせ
渡良瀬の悠久の流れをのぞみ

万葉の歴史と文化の薫りただようまち 古^こ河^が市^し

わたしたちは このまちに暮らし
集うすべての男^{ひと}女が互いに尊重し合い
ともに手をたずさえ
一人ひとりが自分らしく輝き
心豊かに生活できる社会の実現をめざし

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 21 年 2 月 7 日

古 河 市

審議会等及び委員会における女性委員の割合

年度	行政委員			審議会等			合計		
	委員の総数	うち女性委員の数	女性委員の割合	委員の総数	うち女性委員の数	女性委員の割合	委員の総数	うち女性委員の数	女性委員の割合
H 18	65	1	1.5%	353	91	25.8%	418	92	22.0%
H 19	51	1	2.0%	452	111	24.6%	503	112	22.3%
H 20	51	1	2.0%	511	126	24.7%	562	127	22.6%
H 21	51	1	2.0%	423	107	25.3%	474	108	22.8%

女性委員のいる審議会等及び委員会の割合

年度	行政委員			審議会等			合計		
	委員会の総数	うち女性がいる委員会の数	女性委員がいる委員会の割合	審議会等の総数	うち女性がいる審議会等の数	女性委員がいる審議会等の割合	審議会等及び委員会の総数	うち女性がいる審議会等及び委員会の数	女性委員がいる審議会等及び委員会の割合
H 18	6	1	16.7%	21	17	81.0%	27	18	66.7%
H 19	6	1	16.7%	27	22	81.5%	33	23	69.7%
H 20	6	1	16.7%	29	22	75.9%	35	23	65.7%
H 21	6	1	16.7%	24	19	79.2%	30	20	66.7%
H 22	6	1	16.7%	24	20	83.3%	30	21	70.0%